q　この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

r　この面における口欄、ニ欄及びヘ欄の「前中間期末」が平成三十年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

［（別紙様式第六号）　別紙４－３］

（第一面）

（単位：百万円）

ＯＶ１：リスク・アセットの概要					
国際様式の該当番号		イ	ロ	ハ	ニ
		リスク・アセット		所要自己資本	
		当四半期末	前四半期末	当四半期末	前四半期末
1	信用リスク				
2	うち、標準的手法適用分				
3	うち、内部格付手法適用分				
	うち、重要な出資のエクスポージャー				
	うち、リース取引における見積残存価額のエクスポージャー				
	その他				
4	カウンターパーティ信用リスク				
５－１	うち、カレント・エクスポージャー方式適用分				
５－２	うち、標準方式適用分				
6	うち、期待エクスポージャー方式適用分				
	うち、ＣＶＡリスク				
	うち、中央清算機関関連エクスポージャー				
	その他				
7	マーケット・ベース方式に基づく株式等エクスポージャー				
	複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャー				
	信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー				
11	未決済取引				
12	信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー				
13	うち、内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分				
14	うち、内部格付手法における指定関数方式適用分				
15	うち、標準的手法適用分				
	うち、1250％のリスク・ウェイト適用分				
16	マーケット・リスク				
17	うち、標準的方式適用分				
18	うち、内部モデル方式適用分				
19	オペレーショナル・リスク				
20	うち、基礎的手法適用分				
21	うち、粗利益配分手法適用分				
22	うち、先進的計測手法適用分				
23	特定項目のうち、調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー				
	経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額				
24	フロア調整				
25	合計				

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a　内部格付手法適用分に係る記載について、リスク・アセットの額（イ欄及び口欄）は1.06を乗じる前の額を記載し、所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）は1.06を乗じて得たリスク・アセットの額に８パーセントを乗じて得た額をそれぞれ記載すること。

b　この面のｃ以下の記載にかかわらず、国際様式の該当番号（以下この面において「項番」という。）１の「信用リスク」の項から「信用リスク　その他」の項までには、項番４から「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー　うち、1250％のリスク・ウェイト適用分」の項まで、項番23及び「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額」の項に該当するものの額は含まれない。また、項番２「信用リスク　うち、標準的手法適用分」の項及び項番３「信用リスク　うち、内部格付手法適用分」の項には、「信用リスク　うち、重要な出資のエクスポージャー」の項から「信用リスク　その他」の項までに該当するものの額は含まれない。

c　項番２「信用リスク　うち、標準的手法適用分」の項には、連結自己資本規制比率告示第十四条第一項に規定する信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及び口欄）及びこれに係る所要自己資本の額（リスクの種類に応じ、リスク・アセットの額の合計額に８パーセントを乗じて得た額又はリスク相当額の合計額をいう。以下この面において同じ。）（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。